

## 災害時の応急救護活動に関する協定書

浦安市（以下「甲」という。）と社団法人千葉県接骨師会市川浦安支部（以下「乙」という。）は、浦安市において災害が発生した場合に迅速な応急救護活動を実施するため、次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第1条 この協定は、浦安市地域防災計画に基づき、甲が行う応急救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

### （協力の内容）

第2条 甲は、浦安市地域防災計画に基づく応急救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し応急救護活動の協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、応急救護班を編成し、現地又は甲の指定する場所に派遣するものとする。

3 乙所属の救護班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

### （応急救護活動に関する指令）

第3条 応急救護活動に関する指令は、乙の会長がこれを行うものとする。

### （応急救護班の業務）

第4条 応急救護班の業務は、次に掲げるとおりとする。

（1）傷病者に対する応急救護（柔道整復師法に規定された業務の範囲）

（2）傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

（3）その他

2 乙が行う応急救護は、浦安市医師会所属の医療救護班の医師の指示により実施するものとする。

### （費用弁償、災害補償等）

第5条 甲の要請に基づき乙が応急救護活動を実施した場合における次の費用は、甲が負担するものとする。

（1）応急救護班の編成及び派遣に要する費用

（2）応急救護班が携行した乙の所持する衛生材料等を使用した場合の実費弁償

（3） 応急救護班が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡し

た場合は、千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例（昭和44年千葉県市町村総合事務組合条例第14号）による甲が行う災害補償をおこなうものとする。

- 2 前項の定めによる費用弁償等の額については、あらかじめ甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日とする。

- 2 前項の有効期限が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれか一方から書面をもって更新しない旨の意思表示がなされないときは、この協定はさらに1年間更新され、それ以後もまた同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

第8条 平成9年4月28日付けで締結した「災害時の応急救護活動についての協定書」は、これを廃止する。

本協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年3月31日

甲 浦安市猫実一丁目1番1号  
浦安市  
浦安市長 松崎 秀樹

乙 浦安市猫実四丁目6番18号  
社団法人千葉県接骨師会市川浦安支部  
支部長 深作 勇